

#### 4-⑦ 市民モニター制度

検討趣旨	市民モニター制度の導入について検討する。
現 状	市民モニター制度は、議会の運営に関し、住民からの要望、提言その他意見を広く聴取し、議会の運営等に反映させるためにモニターを委嘱するというものである。 三重県四日市市、北海道栗山町等で導入されている。
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <p>○政令市 - 実施例はない。</p> <p>○政令市以外の都市 &lt;四日市市&gt;</p> <p>①制度名 市議会モニター（平成16年11月設置） ②選 考 委嘱（自治会長や地区市民センター長、四日市大学からの推薦者の中から委嘱。） ③資 格 18歳以上の市民又は四日市大学の学生 ④人 数 50名程度 ⑤任 期 1年間 ⑥職 務 意見交換会や市議会の傍聴等を通じて、市議会の運営に関して、意見、要望、提言等を述べてもらう。 ⑦活動状況 市議会モニター意見交換会（1年に1～2回程度）が実施されている。</p> <p>&lt;栗山町&gt;</p> <p>①制度名 議会モニター制度（平成21年4月設置） ②選 考 委嘱（公募者、推薦者の中から議長が委嘱。） ③資 格 18歳以上の町民 ④人 数 10名以内 ⑤任 期 2年間（再任を妨げない。） ⑥職 務 会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書により提出すること、町議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出すること、町議会議員との意見交換を行うこと等。 ⑦活動状況 モニター会議が年1～2回開催され、議会モニター・サポーター会議が不定期で開催されている。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>ほかに、新潟県胎内市、愛知県北名古屋市、熊本県御船町、長野県松本市、大分県佐伯市等において実施例がある。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 議会内部では気付かない事項を外部から市民の目線で指摘してもらえること。</li><li>・ 効果的な広報の在り方について情報の受け手側から検証・評価してもらえること。</li></ul>

- ・ 議会に関心を持ってもらえる住民を増やしていけること。

【根拠法令】

○栗山町議会基本条例

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。